

令和8年度 倉敷市立万寿東小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・ 本校では、児童によって物事の捉え方が様々なために、友達との間で人権に関するトラブルになるケースがある。今後も教育相談や日頃の児童の様子を観察し、児童の実態を把握することで、いじめの防止や早期発見をしていく必要がある。また、高学年では、携帯型ゲーム機やスマートフォン等を利用したSNSに関するトラブルも起こりやすい。児童への情報モラル教育、並びに教職員や保護者を対象とした研修会を行い、適切な指導を行っていかなければならないと考える。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ いじめの未然防止に向けて、学校をあげて児童主体の活動を計画し、誰もが活躍できる機会を設けることにより、児童の自己有用感や充実感の高揚を図っていく。
- ・ 定期的に児童全員にアンケートを実施するとともに、教育相談をすることにより、いじめの早期発見や早期解決に努める。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、学級懇談やPTA研修会を活用し、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定する。 ・ 学校運営協議会を中心とした地域の方と懇談する機会を設け、児童の学校外での生活の見守りや情報提供の依頼を行う。 ・ 情報モラルや人権についての授業参観を行い、家庭での支援の仕方について啓発を行う。 ・ 学校だより等で、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口を紹介し、活用を促す。 	<p>いじめ問題対策委員会</p> <p>〈いじめ問題対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針に基づく取組の実施 <p>〈いじめ問題対策委員会の開催時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例を年3回開催 ・ 適宜開催 <p>〈いじめ問題対策委員会の内容の教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議で全教職員に伝達 <p>〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、学年主任、養護教諭等 	<p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会、市教育委員会 ・ 福祉機関、児童相談所 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談、支援の連携 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教頭 <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷警察署 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な情報交換、連絡会の開催 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の指導力向上のための研修として、長期休業中に人権教育の研修を行い、指導上の留意点について共通理解を図る。 ・ 児童自らが考え企画する、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 ・ 日頃の授業や行事等の中で、だれもが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。 ・ 情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を行う。
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の実態把握のためのアンケートを実施し、教育相談を行うことにより、いじめ(ひやかし、からかい)の早期発見を図る。 ・ 全教職員が児童の変化を見逃さず、きめ細かく声掛けを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ・ 児童の気になる変化や行動があった場合には、終礼で情報交換を行い、教職員で共通理解できる体制をつくる。 ・ 家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せた文書を配付することにより、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを認知した際には、速やかに事実の有無を確認し、組織的な対応をする。また、必要に応じていじめ問題対策委員会を設置する。 ・ いじめを認知した際には、組織で継続的に状況把握に努め、再発を防止し、その後の改善に生かすことができるようにする。 (当該児童や保護者に対して支援を行う。) ・ いじめは絶対に許されない行為であることや、相手の心身に及ぼす影響に気付かせるなど、適切かつ毅然として対応を行うと同時に、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係をはぐくむことができるよう指導を行う。 ・ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行う。

令和8年度 倉敷市立万寿東小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の確認 ○いじめ問題対策委員会	○なかま班(縦割り班活動) ※年間を通して ○学年集会、学級づくりの取組 ・集団づくりのプログラムの実施	○心の健康観察 ○個人懇談(保護者)	○発生事案への対応(随時) ○対応手順の共通理解
5月	○職員会議 ・困り感をもつ児童に関する 共通理解 ○教育相談週間		○心の健康観察 ○いじめ実態把握アンケート (ともだちアンケート) ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討
6月	○PTA人権教育講演会 ○学校運営協議会	○人権標語、人権ポスター	○心の健康観察	
7月		○非行防止教室	○心の健康観察 ○必要に応じて教育相談 ○学校評価によるアンケート調査 ○個人懇談(保護者)	
8月	○学校運営協議会		○心の健康観察	
9月	○いじめ問題対策委員会 ○ネット利用の研修 ・外部講師による講話		○心の健康観察	
10月	○教育相談週間		○心の健康観察 ○いじめ実態把握アンケート (ともだちアンケート) ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討
11月			○心の健康観察	
12月	○学校運営協議会		○心の健康観察 ○学校評価によるアンケート調査 ○必要に応じて教育相談 ○希望懇談(保護者)	
1月			○心の健康観察	
2月	○学校運営協議会 ・一年間の取組の反省		○心の健康観察 ○必要に応じて教育相談	
3月	○いじめ問題対策委員会 ・取組の検証、基本方針の修正	○非行防止教室	○心の健康観察	

年間を通して行う取組

- ・児童に関する全教職員の共通理解(情報交換会)
- ・児童に対する声掛け
- ・教職員と保護者、地域との連携
- ・必要に応じてケース会議